

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモノトリアル議定書附属書A、附属書B及び附属書Eに掲げる物質の輸入の事前確認制移行について

輸入注意事項7第56号（7.10.6）

改正①輸入注意事項11第36号（11.7.21）②輸入注意事項12第152号（12.12.26）

平成7年10月6日付け通商産業省告示第579号（輸入公表の一部を改正する告示）により、当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるオゾン層を破壊する物質に関するモノトリアル議定書附属書A、附属書B及び附属書Eに掲げる物質の輸入については、平成7年10月6日以降事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成7年10月6日以降の当該貨物の輸入については、平成7年10月5日までに関税法第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので、別途平成7年10月6日付け輸入注意事項第57号に定める手続きにより経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等対策室で確認を受けてください。①②